

三 等	四ヶ月	同	四級	三 年	十 年 半
二 等	八ヶ月	同	三級	三 年	十 三 年 半
一 等	一年半	同	二級	三 年	十 六 年 半
特等六級	二 年	同	一級	五 年	二十一年半

(ハ) 進級は精勤月數を通算して之を行ふ。

但一ヶ月三日迄の缺勤は之を精勤と見做す。

優遇對に對する組合側の修正要求案

等級	一時間 に對する 支給額	年功 加俸	六時間 月收	居殘料 一分三割 増加	居殘料 一分 箇月	七時間 居殘料を 合算した る月收	時間外居殘 料を五割増 としたる一 時間分	居殘料 一分 箇月	時間外 八時間 共總月 收
等 級	三〇、〇〇		五、四〇〇	五、〇〇	一〇、二四〇	六、一四〇	五、〇〇	二、七〇	七、五八〇
四 等	三〇、〇〇		五、四〇〇	五、〇〇	一〇、二四〇	六、一四〇	五、〇〇	二、七〇	七、五八〇
三 等	三〇、〇〇		五、四〇〇	五、〇〇	一〇、二四〇	六、一四〇	五、〇〇	二、七〇	七、五八〇
二 等	三〇、〇〇		五、四〇〇	五、〇〇	一〇、二四〇	六、一四〇	五、〇〇	二、七〇	七、五八〇
一 等	三〇、〇〇		五、四〇〇	五、〇〇	一〇、二四〇	六、一四〇	五、〇〇	二、七〇	七、五八〇
特等六級	三〇、〇〇		五、四〇〇	五、〇〇	一〇、二四〇	六、一四〇	五、〇〇	二、七〇	七、五八〇
同 五級	三〇、〇〇		五、四〇〇	五、〇〇	一〇、二四〇	六、一四〇	五、〇〇	二、七〇	七、五八〇

等級	乗務時間 を九時間とす (出勤ヨリ 退却マテ)	平均時間 とし一時間 の居殘料を 附與し七時 間勤務にて 二時間の休 憩時間とす。	現在業務時間 五六時間半 に該當し尙 苦痛を感じ 到底完全に 職務を遂行 する事能は ざる現状に 拘らず一日 八時間乗務 は全く不可 能なり。
同 四級	同	六、七〇〇	同
同 三級	同	六、三〇〇	同
同 二級	同	六、〇〇〇	同
同 一級	同	五、七〇〇	同

三 電氣局の態度

△交通労働組合を認めず

大正八年十月、日本交通労働組合の成立して以來、九年五月に至る間、従業員待遇改善に關して、電氣局、組合同の交渉の經過既記の如くなるが、電氣局の對従業員交渉は、何處迄も電氣局の従業員に對して、行はれたるものにして日本交通労働組合に向つては、表面上何等の交渉を有せざる形式の下に經過したり。元來電氣局は獨立の意思を有し、局經營者に對抗して行動する、労働組合の存立を